

1. 議事日程（令和3年第4回北広島町議会定例会）

令和3年12月21日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第97号	北広島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第98号	財産の無償譲渡について（きたひろネットセンター）
日程第3	議案第99号	財産の無償譲渡について（可搬式ポンプ等）
日程第4	議案第100号	令和3年度北広島町一般会計補正予算（第8号）
日程第5	議案第101号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第102号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第103号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第104号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第105号	令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第106号	令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第107号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第108号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第109号	令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第110号	財産の取得について（北広島町小中学校大型テレビ等）
日程第15	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第16	陳 情 審 査	陳情第5号 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書
日程第17	陳 情 審 査	陳情第6号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める陳情書
日程第18	陳 情 審 査	陳情第8号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
日程第19	陳 情 審 査	陳情第9号 令和4年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
日程第20	陳 情 審 査	陳情第11号 「保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でよりよい歯科医療の実現を求める」意見書採択を求める請願
日程第21	発 議 第 7 号	「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の提出について
日程第22	発 議 第 8 号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
日程第23	発 議 第 9 号	「保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でよりよい歯科医療の実現を求める」意見書の提出について
日程第24	発 議 第 1 0 号	中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について

- 日程第25 発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の継続審査の申し出（2件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 小椿治之	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 植田優香
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 沼田真路	税務課長 矢部芳彦
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 西村豊	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたままで、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第97号 北広島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第97号、北広島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第97号、北広島町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第98号 財産の無償譲渡について（きたひろネットセンター）

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第98号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。

この議案は、きたひろネットセンターをF T T H化事業に伴ってちゅピCOMに無償譲渡するという議案ですが、F T T H化事業の事業費で、通信用の光ケーブル設置事業ではなくて、そのほかに放送設備として第2期工事分として、令和2年度7月15日の全協資料によると、3億5600万円を予定とされておられます。このきたひろネットセンターの無償譲渡を前提とした事業費なのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員おっしゃいますとおり、前提としたものでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第98号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第99号 財産の無償譲渡について（可搬式ポンプ等）

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第99号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。議案第99号、財産の無償譲渡についてでありますけれども、これは、北広島町消防本部が北広島町阿坂女性クラブのほうに譲渡するという議案であります。説明が、私は詳しくしていただかなかったので、もともと消防本部がその機材というか無償で譲渡するものを事前に購入をして、どこかから購入をして、その新品をこのクラブに無償譲渡するものであるだろうというふうに思うわけですが、であるならば、いくらでもともと購入した物か、それから財産名が女性消防隊活動資器材というふうにあって、女性というのが代名詞に使われているのかどうなのか、そういう書き方が適当なのかどうなのかということも理解できないのであります。譲渡先が阿坂女性防火クラブ、そこは、そういう固有名詞のクラブでありますから、いいんですが、器材自体にそういう固有名詞がついているのかどうかということをお聞きしてみたい。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） これは女性防火クラブを結成しておりまして、そこに消防本部が自治総合センター宝くじ助成金、この100万円をいただきまして、消防本部が可搬式ポンプ及び広報資器材、ビデオ、プロジェクター等を購入いたしまして、阿坂女性防火クラブに譲渡するものでございます。購入金額につきましては、可搬式ポンプ1台等が59万9500円、それからプロジェクター等の広報資器材が40万500円でございます。これ女性消防隊という特別な名称等については、器材にはついておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私は、そのところが、何であそこに女性というのをわざわざつけて、1と2にですよ。ポンプのほうにもついているし、プロジェクター等にもついているから、何でそういうふうな固有名詞がそのものにあるんかと思ったわけですよ。そうではないんですね、はい。金額も分かりましたし、宝くじの助成であるということも分かりました。やっぱりプロジェクター等、そういうものも女性クラブのほうに啓発をしていくのに必要だということですね。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） プロジェクター、DVDのデッキ等、防災思想教育とかいうところに使用していただいております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のはたまたま宝くじで女性クラブのほうにということでありましたが、これは女性クラブに限らず、そこそこの男性の消防団であっても、そういうふうなことをするというふうな方向はこれから考えられるんですか、これで終わりなんですか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） 消防団等には配布する予定は今のところ考えておりません。女性防火クラブを結成していただいて、その器材、これが整っておりませんでしたので、その助成金を使用しまして、器材を整備してきたところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第99号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第100号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第100号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第8号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。きたひろ事業者支援金についてです。5月から9月までの平均の売上が減収している場合について、きたひろ事業者支援金として出すということだったんですけども、こちらスケジュールとしては、議決後速やかに周知、申請受付期間を設けるということだったんですが、こちら臨時会等で早めに提案をすることによって、事業者にできるだけ早く支援金をお渡しするという方向はできなかったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） きたひろ事業者支援金につきまして、今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを財源に実施をしようとするものでございます。その交付金の額の決定や支援制度の内容について調整をしてきましたので、12月の補正での計上となっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 3点伺います。1つは、歳出の4ページ、まちづくりセンター管理運営事業の中の需用費253万円及び備品購入費118万円の内訳を教えてください。もう1点、12ページ、子育て世帯への臨時特別給付金についてです。先行給付分ではありますが、報道によると、県内多くの自治体で全額現金で年内に一括支給するとのことですが、北広島町は現金給付を検討しているとのことですが、残り5万円については年内ではない。現金給付は、もうはつきりと決めたのか、また、年内給付しない理由は何かお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） まちづくりセンターの需用費の内訳でございます。消耗品が50万、コピーが8万、光熱水費が180万、修繕費が15万、それから備品購入でございますけども、これにつきましては、ベルトパーテーションが30本でございます。これにつきましては、各地域づくりセンター、まちづくりセンターに配布するものでございます。それからモニターが60インチの物が1つ、40万でございます。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 子育て世帯への臨時特別給付につきましては、本町では、12月8日付で対象世帯に対して先行給付金として12月27日に児童1人当たり5万円を支給する旨の通知を行っております。その後、国におきまして一括給付も可能ということが決定されましたが、

既に通知をしております、対象世帯の混乱を招くおそれがあると判断しまして、本町では2回に分けて現金を給付することとしております。2回目の給付につきましては、1月中の給付を予定しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。まちづくりセンターの件については了解いたしました。子育て世帯への臨時特別給付金ですが、事情は分かるんですが、先ほど通知が来て混乱をするという話がありましたが、県内の他の自治体では、そういう事情の中で、専決処分で行うと。議会等諮らずに、状況を協議しながらというところもあると聞きます。年内支給はできないんでしょうか。それと、もう1点は14ページ、新型コロナワクチンの3回目接種は、総務常任委員会での説明では、2回目接種から8か月経過で行うということでしたが、その後、政府は6か月でも可能と説明をしてくれています。北広島町の場合はどうなるのか。医療機関従事者や施設入所者、高齢者、その他について、どのように実施するのか説明を求めます。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 給付金の一括給付につきましては、先ほど申しましたように、本町におきましては、かなり早い段階で対象世帯に対して5万円を先行給付するということを通知をさせていただいております。そういったこともありまして、本町では2回で給付をしようとしたところでございます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 新型コロナウイルスワクチン接種、3回目接種でございます。昨日も県の説明会がございまして、議員言われたように、医療従事者、高齢者施設の従事者、入所者、入院患者等につきましては6か月、その他の高齢者が7か月、それ以外の方については8か月ということが示されております。しかしながら、ワクチンの供給についてはお示しできないということがございまして、まだ計画が立てれない状況ではございますが、当初の予定どおり、8か月を経過した以後ということにつきましては準備は進んでいる状況です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうすると、期間は決めたけれども、物が無いという状況のようですが、はっきりしないと。医療機関従事者、施設入所者6か月、高齢者7か月というのは供給は大丈夫なんでしょうか。国からも供給するということになっているんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 今、示されているのが8か月を経過した方に対する2月、3月分のファイザーのワクチン、モデルナのワクチンの約6500人分は示されておりますが、先ほど申しましたように、6か月、7か月といったところのワクチンの供給は示されていない状況です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。歳出の14ページ、新型コロナウイルスワクチン接種券コールセンター負担金です。委員会でも確認をしましたが、こちらは、こちらのコールセンターを利用している市町で負担金を割り当てたものという形で、町の負担がこちらの金額になっています。こちらの確認なんです、24時間コールセンターが対応かどうか、また、AI等ではなく、人という形で確認ができるのかどうかについて伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） こちらのコールセンターにつきましては、土日、祝日も含めて、24時

間対応で、今現在20回線が整備されているところです。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） もう1点伺いました。対応は、人が対応されますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 人の対応になっております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。4点についてお願いしたいと思いますが、まず、歳出の12ページであります。生活保護扶助事業でありますけれども、5000万円の増ということであります。行政報告でも今年の7月から10月までの4か月で、生活保護の世帯が4世帯増であるということがあります。そのこととイコールであるというふうに思いませんが、この5000万円の増は、生活扶助が760万円、それから医療扶助が4240万円程度ということであります。医療扶助であれば、これから先にどういうことが予想できるかということが頭の中であって、この金額が想定されているというふうに思いますから、かなり重い病気をこれから長期間にわたって持っておられる方がいるんだというふうに理解するわけですが、それをお聞きしたいのが1点目。2点目であります。16ページの下段に地域施工支援事業であります。1700万円の増であります。これは非常に使い便利がいいといいますか、人気が高いということで1700万増額になっております。ただこの金額で、この年度ずっと乗り切れるというふうなことが難しいのではないかとこのように思います。確認のため、どのような状況になるのかということをお聞きしてみたいと思います。それから20ページであります。上段の小規模崩壊地復旧工事業業でありますけれども、2246万7000円という金額であります。多分件数は2件ぐらいだったのかなというふうな、ちょっとろ覚えであります。もう少しこれを詳しくお聞きをしてみたいと思います。件数と、どこなのかということをお聞きします。それから、その下でありますけれども、国土調査事業であります。これは1800万円の減ということでありまして、産業建設常任委員会のほうが担当課のほうにお聞きしたら、地元調査ができないということで断念をしたんだというふうにお聞きをしておりますが、これから先、地籍調査をしようと思ったら、地元でなかなか調査ができにくいというのはあるだろうと思うんですが、そういう理由で前に進めんよというふうなことでは困りはせんかなというふうに思うので、そこら辺もう少し詳しくお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 生活保護扶助事業でございますけれども、議員おっしゃるとおり、生活保護世帯が昨年に比べて増えております。17世帯ぐらいは増えているんですけども、この今回補正に上げました扶助事業の内訳の医療扶助の部分ですけども、生活保護世帯が高齢化を非常にしております。そういったことに伴いまして、病院への受診件数がかなり多くなっておる状況でございます。併せまして、今年度につきましては、特にそういった方が入院をされるケースが非常に多くなっております。そういったことに伴いまして、医療費がかなり増額になったと考えております。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） まず、16ページの地域施工支援事業でございますが、地元との調整をしながら補正の金額を決めさせていただいております。今年度限りですので、今年度対応できないものは次年度というふうになっております。それからまた、小規模崩壊地復旧事業ですけ

ども、阿坂1地区、本地2地区、南方1地区の計4地区の追加の補正でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 先ほどご質問のありました国土調査事業の1800万円の減額についてでございますが、当初、国土調査の事業計画箇所を複数箇所想定しておりまして、その中で、地元との調整を図りながら事業計画をしておりますが、このたび、その事業箇所につきましては、推進委員さんのお願いをしていくわけでございますが、こちらの方との調整ができなかったということで、こちらの事業箇所を落としたことから、事業費の減額となっております。

国土調査箇所の本年度計画しておりました部分につきまして、当初、複数箇所計画しております。その中で1か所、事業を進めていく中で、推進委員さんをお願いするわけでございますが、こちらの地元の推進委員さんのほうの調整ができなかったということで、こちらの1か所減らしたことによります事業費の減額でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 生活保護の関係は了解しました。地域施工も本年度の予算が1700万円で、それを超えたら次年度にということでした。小規模の崩壊地の関係は、私は、1か所が上限が100万円じゃないかなということでおったから、もっと箇所数が多いかなと思ったら、4か所でありまして、100万円どころじゃない金額、2200万円。上限というのはこれはないんですか。それは後で教えてください。それから国土調査の関係であります、今から先、国土調査をしようと思ったら、それこそ今までと同じように推進委員さんをその地域で立てられてやっていかないと国土調査ができんのだというふうな状況に入ったら、本当にできんようになろうと思います。ですから、そうでなくて、もっと合理的に誰もが理解してもらえるような現地立会が基本ではありますが、現地立会せんでもできるような方向へ物事を持っていく、上空の写真から大体のことが分かるだろうというふうなことにしていかないと、本当に国土調査できんのではないかというふうに思います。ですから、ここで断念しましたという1800万円は非常に残念なんですね。ぜひ決めた計画どおりに進めていただかないといけんというふうに思っております。もう一度お答えください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 小規模崩壊地復旧事業について建設課からお答えいたします。小規模崩壊地復旧事業、県費が2分の1、町費が4分の1、自己負担が4分の1で、限度額はありません。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 国土調査事業につきまして、議員おっしゃられましたとおり、リモートセンシング、航空機からの映像によりますそういった国土調査の進め方について、町のほうでも妥当性があるかどうか、規模が余りにもちょっと小さいということで、なかなかリモートセンシングが活用できる状況でないということもございますが、そのあたりは前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第100号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第101号 令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第101号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第101号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第102号 令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第102号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第102号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第103号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第103号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第103号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第104号 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第104号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第104号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第105号 令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第105号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第105号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第106号 令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第10、議案第106号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第106号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第107号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第11、議案第107号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑な

しと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第107号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第108号 令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第108号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第108号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第109号 令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第109号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。収益的収入及び支出のところの支出で、原水及び浄水費の修繕費で150万円出ている、これが委員会だと、冬に備えて不足する可能性があるためと、また災害復旧ということで伺っているんですけど、冬季の修繕とかは、これまで冬季で足りなくなってされてたと記憶しているんですが、またさらに冬季に対する修繕とかが要ると認識していいですか。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 原水及び浄水費の修繕費につきましては、不測の事態に備えて年度当初組んでおるものでございます。今年度につきましては、夏の豪雨災害で既に大きな支出、主には明神ハイツの修繕もありましたけど、そういったもので支出をしております、これから1月、2月、3月にかけて冬季間、凍結等による水道管の破損等の修繕に備えるために今回修繕費の補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今壊れているのではなくて、冬季のそういった凍結とかに備えるための予備というか、そのためのあらかじめ確保するための金額と考えてよろしいですか。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 言われるとおり、不測の事態に備えておくものでございます。

○議長（湊俊文）他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文）起立全員です。したがって、議案第109号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第110号 財産の取得について（北広島町小中学校大型テレビ等）

○議長（湊俊文）日程第14、議案第110号、財産の取得についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。宮本議員。

○11番（宮本裕之）11番、宮本です。この大型テレビの取得の当初の予定価格から言うと、大幅な入札残が残ることになりまして、約315万円程度の消費税込んだ入札残が残りますので、これを1台当たりの購入金額で割ると、17台あと購入ができる計算になるんですが、この後の学校の対応にどう当てていくかということをお聞きいたします。

○議長（湊俊文）学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二）小中学校へのこういった大型テレビ等の執行につきまして、今年度目指しておりましたのは、普通教室に1台整備をしたいという思いを学校教育課では持っておりました。予算の関係で50台このたび整備をさせていただくということでありましたけれども、今議員ご指摘のとおり、実際入札によって多少落ちたという状況がございます。入札の1台当たりの金額は、まとめて購入していただいたので落ちているということもあるんですけども、当課としまして、もし財源や機器の調達のみとかそういったところで調整ができる、可能でありましたら、いくらかこの執行残で、入札残で執行させていただきたいという思いは持っております。以上です。

○議長（湊俊文）宮本議員。

○11番（宮本裕之）17台、入札の単価で買えば17ぐらいという計算成り立つんですが、その金額で購入させてもらえんかという交渉していただければ、あと不足分が恐らく13台ぐらいとお聞きしてるんで、全教室に購入が可能になると思われるんで、ぜひとも交渉をしっかりとっていただいて、全教室に配布できるようにしてもらえることを期待しております。以上です。

○議長（湊俊文）ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文）起立全員です。したがって、議案第110号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 15 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第 15、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題といたします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております。請願、陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、服部委員長。
- 総務常任委員長（服部泰征） 令和 3 年 12 月 21 日。北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長服部泰征。委員会審査報告をします。令和 3 年 12 月 8 日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。事件の番号、陳情第 5 号、件名、国民健康保険（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書。審査の結果、採択です。事件の番号、陳情第 6 号、件名、国の責任による 30 人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める陳情書。審査の結果、採択です。事件の番号、陳情第 8 号、件名、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書。審査の結果、採択です。事件の番号、陳情第 11 号、件名、保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願。審査の結果は、採択です。理由としまして、陳情第 5 号は、コロナ禍により収入が減少した国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料被保険者の減免について周知するため、採択とします。陳情第 6 号は、一人ひとりに行き届いた教育を保障するために国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善が求められているため、採択とします。陳情第 8 号は、北広島町では既に実施されているが、県レベルでの取組が必要であるため採択とします。陳情第 11 号は、生涯にわたり住民が健康で充実した生活を送るための医療環境の充実と、安心して良質な歯科医療が続けられるようにするため採択とします。以上です。
- 議長（湊俊文） 続いて産業建設常任委員会、伊藤淳委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤淳） 令和 3 年 12 月 21 日。北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和 3 年 12 月 8 日本会議において、本委員会に付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。事件の番号、陳情第 9 号、件名、令和 4 年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果、採択です。理由、陳情第 9 号については、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティーの活性化につながるため採択とする。以上です。
- 議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。ここで暫時休憩をいたします。11 時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 陳情審査

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第16、陳情審査を行います。陳情第5号、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第5号、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第17 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第17、陳情審査を行います。陳情第6号、国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第6号、国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第18、陳情審査を行います。陳情第8号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第8号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第19、陳情審査を行います。陳情第9号、令和4年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第9号、令和4年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第20、陳情審査を行います。陳情第11号、保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第11号、保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 発議第7号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第21、発議第7号、国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（三宅克江） 国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書（案）。様々な課題を抱えた子供たちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施している。こうした地方の動

きに後押しされ、2021年3月31日、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法。）の一部を改正する法律が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道が開かれた。しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍の下、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声が出されている。そうして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること。小学校、中学校、高校の全学年で、さらなる30人以下をめざした少人数学級の実現は圧倒的多数の保護者と教職員、地域住民の強い願いである。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度15道県3政令市で前進しているが、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実である。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校、中学校及び高校全学年で30人以下学級をめざしたさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要である。よって、国においては、30人以下学級をめざした少人数学級の実現のため、次の措置を講ずるよう、強く要望する。記。1、国の責任で、小学校、中学校、高校の全てで30人以下学級をめざした少人数学級をさらに前進させること。当面、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること。2、国は、少人数学級実現のため、義務標準法、高校標準法を改正して、教職員定数改善計画を立てること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年12月21日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、中村議員。

○4番（中村忍） 発議第7号、令和3年12月21日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員中村忍。賛成者、北広島町議会議員山形しのぶ。国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、多くの自治体が独自で少人数学級を実施しているが、国が責任を持って30人以下学級をめざした少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことを要請する。以上、議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第7号、国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第8号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第22、発議第8号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提

出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）厚生労働省の2019年度調査によると、県レベルで、広島県のように、入院、通院とも就学前にとどまっている県は全国でも半数以下となっている。広島県は、制度拡充については、国がやることとの理由で、国へは要請をしているものの、県としては17年間制度拡充を行っていない。広島県内の市町においては、自治体の努力により拡充が進んでおり、県内23市町の全てが県の制度を上回っている。一方、自治体間格差が広がっているのが現状である。また、昨年度から今年度にかけて、さらに対象範囲の拡充が見られている。背景には、少子化対策に加え、新型コロナウイルス禍による経済不安の広がりもあると見られ、従来から、住民の願いが強かった子どもの医療費助成制度の拡充がコロナ禍で切実な要求となっていることがうかがえる。広島県は、国への要請と同時にコロナ禍での県民の要求や県内自治体の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組むときに来ていると考える。よって、県においては、子どもの医療費助成制度において次の措置を講ずるよう強く要望する。記。1、県は、県独自の助成制度の拡充を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年12月21日。広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 発議第8号、令和3年12月21日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員宮本裕之。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨として、子どもの医療費助成制度は全国の自治体で拡充が進み、広島県内の市町各自治体においても拡充の努力がなされている。しかし広島県においては、いまだに子どもの医療費助成は、入院、通院とも就学前にとどまっている。住民の要望や県内自治体の状況に向き合い、県として、子ども医療費助成制度拡充に取り組むよう要望いたします。議員各位のご賛同よろしく願います。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第8号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 発議第9号 「保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第23、発議第9号、保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） 保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）。歯周病と糖尿病との関連やそしゃく機能と認知症の関わりなども明らかになり、子供期からの口腔管理が全身的な健康状態の維持に欠かせないものとも考えられるようになってきている。経済財政運営と改革の基本方針2021（2021年6月）でも全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診が提唱されるなど、政府においても全身的な健康管理という観点から、口腔の健康を重要視してきている。また、歯周病の有無が感染症の重症化と関わりを持つとの報告に見られるように、口腔内が衛生に保たれていることで、他の感染症含めた感染予防、重症化予防につながるなどの指摘がされている。しかし新型コロナによる雇用環境の悪化や貧困の拡大により、経済的理由で歯科受診ができない、必要な治療を中断する事例が増加している。歯科治療では、丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近いかぶせ物、小児矯正など保険外診療が多く、経済的負担が歯科受診の妨げとなっている。また、住民の口腔の健康維持に重要な役割を果たす歯科衛生士や歯科技工士などの雇用を支えることも重要である。これらの改善のためには、安全性、有効性が認められ実績のある歯科治療を保険適用にすることと併せて、適正な評価に基づく診療報酬への改善が必要である。よって、国においては、保険適用範囲の拡大と患者窓口負担の軽減、診療報酬の改善を図り、安心して良質、かつ適切な歯科医療が受けられる措置を講じるよう求める。記。1、国において保険適用範囲の拡大と患者窓口負担の軽減、診療報酬の改善を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年12月21日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 発議第9号、令和3年12月21日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員服部泰征。保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨は、住民の口腔の健康状態を維持、改善するために保険適用範囲の拡大と患者窓口負担の軽減、診療報酬の改善を図り、安心して良質かつ適切な歯科医療が受けられる措置を講じるよう要請するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第9号、保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第10号 中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第24、発議第10号、中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） 中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書（案）。中華人民共和国（以下、中国という。）政府によるウイグル、チベット、内モンゴルといった少数民族に対する人権侵害行為に対して国際社会では深刻な懸念が表明されています。特に新疆ウイグル自治区では、これまでに100万人を超える人々が恣意的に拘束され、不妊手術の強要や拷問、強制労働などが続けられているとされ、米国政府やカナダ、英国、ニュージーランドなど、各国議会は情報収集を重ね、ウイグルの人権状況に対し、ジェノサイド（民族大量虐殺）認定や非難決議などを採択しています。また、先進7か国（G7）のうち、日本を除く6か国では、中国による新疆ウイグル自治区の人権侵害に対する制裁措置に踏み切っています。このような動きに対して中国政府は内政干渉と反発していますが、これらの行為は、今日の国際社会において普遍的価値とされる自由や民主主義、基本的人権を踏みにじるものであり、いかなる国であろうとも許されるものではありません。特に中国は、国連の常任理事国という重要な地位にあり、この問題への責任ある、かつ速やかな対応を行うべきです。これまで日本政府は、令和2年11月に王毅國務委員兼外交部長が来日した際、中国政府に透明性のある説明をするよう求め、また、本年2月には、茂木外務大臣が国連人権理事会において深刻な懸念を表明し、中国政府に対して具体的な行動を求めました。しかしながら、現在、先進7か国（G7）のうち日本を除く6か国が制裁に踏み切る中、日本だけはまだその態度を明確にしていません。よって、国会及び政府には、国際社会と連携し、中国政府に対し、国際社会において普遍的価値とされている自由や民主主義、基本的人権が確実に保障されるよう、強く働きかけることを要請します。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年12月21日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。
1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 発議第10号、令和3年12月21日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同北広島町議会議員宮本裕之。中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨としまして、中華人民共和国（以下、中国という。）政府によるウイグル、チベット、内モンゴルといった少数民族に対する人権侵害行為に対し、国際社会では深刻な懸念が表明されております。特に新疆ウイグル自治区では、これまでに100万人を超える人々が恣意的に拘束され、不妊手術の強要や拷問、強制労働などが続けられているとされております。また、日本のウイグル人も家族との連絡も取れず、故郷に帰ることもできない状況にあります。これらの行為は、今日の国際社会において普遍的価値とされる自由や民主主義、基本的人権を踏みにじるものであり、いかな

る国であろうとも許されるものではありません。国会及び政府には国際社会と連携し、中国政府に対し、国際社会において普遍的価値とされている自由や民主主義、基本的人権が確実に保障されるよう強く働きかけることを要請するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第10号、中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第25、発議第11号、日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） 日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）。核兵器を違法とし、その製造、保有、使用などを禁止する国際条約である核兵器禁止条約は、2020年10月24日、発効に必要な50か国が批准し、2021年1月22日に発行を終えた。なお、2021年12月13日現在において、この条約に署名、批准している国や地域は、署名86か国、批准57か国となっている。日本においても、これまで多くの自治体で核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書が提出されており、ここ北広島町においても過去に意見書を出している。しかしながら、安全保障を米国の核の傘に依存する日本は、それに対して消極的な姿勢を崩していない。唯一の戦争被爆国である日本には、国内外からも非核化に向けた取組を期待する声が多くある。また、高齢化が進む被爆者にとって核兵器禁止条約に署名、批准する国やオブザーバー参加が増えることは大変大きな希望になるのではないだろうか。国際社会の動きも変わってきた。日本と同じように核の傘に依存するドイツがオブザーバー参加に前向きな姿勢を示している。また、国内においても黒い雨の認定をめぐる、指針の見直しが行われている。2021年1月に発行された核兵器禁止条約は、2022年3月に第1回締約国会議が行われることになった。日本は、核保有国と非保有国との橋渡しを公言しているが、そのためには、核兵器に関する様々な意見に耳を傾ける必要がある。安全保障を核の傘に依存しており、現時点において核兵器禁止条約に署名・批准するのが難しくてもオブザーバーとして積極的に関わることは、その橋渡し役をする上で大変重要なことと思われる。核兵器は、一度使われれば土壌や動植物に甚大な被害を与え、地球環境を破壊する。現世代だけでなく、子供たちの将来にわたり負担を背負わせることになる。また、世界は共通の目標として、SDGs（持続可能な開発目標）をめざしているが、持続可能な環境を破壊する核兵器

は、SDGsの理念にも反することは言うまでもない。日本は、唯一の戦争被爆国である。その日本が先頭に立って核保有国と非保有国の橋渡しをする姿勢を示すためにも第1回締約国会議へのオブザーバー参加を強く求める。記。1、政府は、核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加し、議論に関与していくこと。2、可能な限り早期に核兵器禁止条約に署名・批准できるよう努力していくこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年12月21日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 発議第11号、令和3年12月21日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員山形しのぶ、同梅尾泰文。日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨としまして、核兵器禁止条約とは、あらゆる核兵器の開発、実験、生産、保有、使用を許さず、核で威嚇することも禁じた初めての国際条約です。唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器がもたらす甚大な被害や非人道性を訴えていく責務があり、また核保有国と非保有国の橋渡しを行う上で、締約国会議に参加することは大変重要であるため、日本政府に核兵器禁止条約へのオブザーバー参加を要請するものです。議員各位のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。意見書の文章中のちょっと文字確認をさせてください。案の3行目、発行という字、あと意見書案の15行目、同じく2021年1月に発行という字がございます。こちらの表現、第2行目の発効と同じ文字ではないかと思しますので、確認をさせてください。お願いします。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これは、伊藤議員おっしゃいますように、2行目の発効が正しい字ですので、15行目の発行は、そちらの2行目の発効に直しておいてください。お願いします。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第11号、日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査の申し出（2件）

○議長（湊俊文） 日程第26、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配

付したとおり、総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長より、それぞれ閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月8日の開会から本日までの14日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。現在、新型コロナウイルスの感染は、国内では落ち着きを見せていますが、年末年始の帰省などによる人流の増加や感染スピードが早いと言われているオミクロン株の流行による第6波が懸念されるところです。警戒を緩めることなく、これからも町民の皆様の生命と健康を守ることを第一に感染拡大防止に取り組んでまいります。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、12月8日から本日まで14日間の会期でありました。提出議案や陳情案件などを慎重審議され、全ての議案を議了いたしました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見などを今後の予算編成及び予算執行に反映されるよう要望しておきます。今年もあと僅かとなりました。この一年を振り返ってみますと、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会経済活動に多大な影響がありました。また、8月豪雨により本町において甚大な被害が発生しました。来年は、平穏な日々が送れますことを切に願うものでございます。今年一年、皆様方のご協力、ご支援に感謝いたしますとともに、議員並びに執行部各位にはくれぐれもご自愛の上新年を迎えられ、来年は健康で幸多き年になることを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。以上で、令和3年第4回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様大変ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 50分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~